

平成24年度 第4回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成25年1月22日(火) 午後1時30分～2時50分
開催場所	松阪市役所 5階 特別会議室
出席者 (敬称略:50音順)	委員長 楠井 嘉行(弁護士) 副委員長 村田 裕(名城大学教授) 委員 坂本 聰子(司法書士) 委員 吉川 和男(税理士) 委員 吉田 弘一(三重中京大学名誉教授)
事務局	房木 契約監理担当参事 佐藤 契約監理課長 高村 契約係長 池内 調達係長
議題	議題1 入札及び契約手続の運用状況等の報告(平成24年10月から12月分) <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について 議題2 抽出事案の審議(坂本委員抽出) 議題3 随意契約締結に係る意見聴取について その他 <ul style="list-style-type: none"> ・次回開催日程及び抽出委員の選定

委員	松 阪 市
●入札及び契約手続の運用状況等の報告	
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について 実施入札は155件、内工事が138件、委託が17件で、請負契約額計は約14億1千万円で、内訳は工事が約13億5500万円、委託が約5300万円であり、平均落札率は、84.03%で、内訳は工事85.87%、委託69.10%であった。また、平均入札参加者数は、9.8社でした。 <p>この第3四半期末で発注件数は422件で工事353件、委託69件であり、前年の同時期</p>

	<p>の 416 件と比較するとほぼ同じペースでの発注となっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指名停止措置の運用状況について <p>この 3 ヶ月間は、3 件の指名停止措置を行った。</p> <p>3 件の内 2 件は、公正取引委員会が独禁法第 3 条（不当な取引に対する違反する行為）等の規定に違反する行為を行っていたとして、松阪市指名停止措置要領別表第 2-2 により共に 24 か月の指名停止としています。</p> <p>3 件の内 1 件は、当市発注の本庁第 1 別棟耐震補強工事設計業務委託において、履行途中の体制等に問題が見受けられたため、業務の成績評定において粗雑工事との判断になったことが今回で 2 回目の評価となったことから、指名停止措置基準別表第 1-2 により指名停止 1 か月とするものです。</p>
<p>●抽出事案の審議（坂本委員抽出）</p>	
<p>○今回の抽出事案につきましても、落札率が 90%以上と高かった案件と参加者が 5 社未満と少なかった案件を抽出事案としました。それらの案件につきましては、抽出事案のリストとして整理してありますので経緯を説明いただきたいと思います。</p> <p>また、入札が不調となった工事が 4 件ほど見受けられた中で、その内 3 件が災害復旧工事であったことから早期復旧が求められるところと考えますが、過去にも同種の工事が入札が不調になった説明を受けた記憶がありますので、これら不調工事の施工はどうなったのか、不調となった要因は何か、また、これら工事の契約は最終的にどのような方法がとられたのかについて伺いたい。</p> <p>最後に、この第三四半期の発注の中で、設計金額が約 2 億 5 千万円で最も高額であった、公告番号 333 号「第 24-104 号六呂木配水池改築工事」ですが、共同企業体での契約</p>	

になっている点について伺いたいと思います。

落札率が90%以上で入札参加者が5社以下であった案件の5件につきまして、内4件の土木一式工事は通常の発注であり、等級において入札参加可能な業者が20者近くは確認できる中で、現場条件や工事規模が小さいといった事から採算性重視で応札額が高くなったことに加えて、更に内2件については予定価格算出率が99.8%以上と高く出たことも最低制限価格を下回り落札外となる応札を生じさせており、また、第三四半期という手持ち工事が増えてきている状況において、的配置を要する関係から入札参加者も少数となったものであると捉えている

公告321号「第24-102号三雲配水場耐震補強工事」については、発注基準の該当等級においては、10者弱の入札参加対象業者が確認できるものの、工事の特殊性から履行実績を求めており、また、配水場に水を張った状態で施工しなければならないといった状況もあり、その条件が敬遠されたもので、それゆえに応札額も高かったものと理解しております。

次に落札率が90%以上であった案件の9件については、一定数の入札参加者は確認できたものの予定価格算出率が高く出たことで最低制限価格付近の応札者が落札外となり、予定価格付近での応札者が落札となったものであり、以前から指摘されている現制度の不合理的な部分である。

次に入札参加者が5者以下であった案件の29件について、その内、グラウンド不陸修正、ポンプ場、マンホールポンプ設置といった特殊な内容の工事について希望価格型で発注した5件については、同種実績を求めたことから入札参加者は少なかったものの期待された落札率であったと捉えており、通常

<p>J Vを組んで請け負う事のメリットはどうか ういった事が考えられるのか</p>	<p>の土木一式工事や建築一式工事等の発注においても少数の入札参加となっているが、競争性は発揮された落札率であったと考えている。</p> <p>この 29 件の内、不調となった 4 件につきまして、公告 342 号「ひかり保育園こだま分園下水道接続工事」は、同日落札制限によりすべての入札参加者の資格が無くなったため入札不調となりましたが、その入札参加者と応札額で随意契約としたものであり、公告 302 号「112-2 西野町田（畦畔）外 2 災害復旧工事」は、入札参加者が無かったため入札不調となりましたが、3 件であった工事を単体に分離して施工場所近隣業者と随意契約としたものであり、公告 416 号「112-5 茅原町田（畦畔）災害復旧工事」は、予算超過となったため入札不調となりましたが、その入札参加者と価格交渉をして予定価格の制限の範囲内で随意契約としたものであり、公告 418 号「12-2 矢津町用水路外 1 災害復旧工事」は、2 件であった工事を単体に分離して施工場所近隣業者と随意契約としたものであります。</p> <p>最後に、公告番号 333 号「第 24-104 号六呂木配水池改築工事」ですが、設計金額が約 2 億 4 千万円という高額な工事であること、水道施設としての安全性、品質確保の重要性、入札における競争性の考慮から、通常の土木一式工事の発注基準どおりでの発注という形をとる前に「入札及び契約審査会」にその発注について諮ることとなり、その結果を受けての J Vでの入札参加を認めた形となっております。このことは、以前の類似した案件として射和の配水池の発注を行った経緯があり、設計金額で約 1 億 1 千万円の価格差、規模的には 4 千 t 弱の差があり小規模となっておりますが、P C 構造の特殊性は同様に重要との観点から整理をしたところです。</p>
--	---

<p>PC工法とはどのような工法か</p> <p>同日落札制限の運用には何か具体的なルールはあるのか。</p>	<p>J Vでの入札参加を認めることで履行確保を目的とする大手ゼネコン等が持っている同種工事の履行実績を担保し、市内業者への受注機会の拡大を実現させました。また、このことは、市内業者にとって将来の技術力向上、成長に繋がっていくものと考えています。</p> <p>プレストレストコンクリート工法の略であり、鉄筋コンクリート造のコンクリート内部に鋼線を配線し、ポストテンションによる緊張をする工法のことです。</p> <p>同日落札制限は、同じ日に開札する契約金額2,500万円未満（建築一式工事は5,000万円未満）の工事においては落札件数を1業者1件とするという定義であります。よって同日の開札においては、先に設計金額の低い案件の開札時間を設定してしまうと敬遠されてしまい無駄に不調を招いてしまうことにもなりかねないので、設計金額には配慮をしています。</p> <p>前回の委員会で鈴鹿市の最低制限価格の算定が平均額型で運用されている事について、その詳細について調査しましたので報告いたします。</p> <p>松阪市は主に経営事項審査の総合評定値を基準として発注基準が決まっておりますが、鈴鹿市は格付けによりグループ化されており、予め入札案件にどのような業者が参加するのかが分かる状況となっているようです。そういった中で、総合評価落札方式以外の案件において、予定価格が1億円までの案件は予定価格と最低制限価格が事前公表されており、すべての参加業者が同価となり抽選での落札決定となるケースが頻発しているようでありました。最低制限価格を下回っ</p>
---	---

<p>この入札結果だけを見ると確かに公告された最低制限価格に応札額が並び、業者の積算能力や技術力は関係ないように思えてしまう感もある。</p> <p>総合評価落札方式は応札額が並ぶといったことは無いようだが。</p> <p>予定価格算出率を今の2%の幅から1%の幅とすれば不合理な結果が発生したとしても今程大きな金額差での落札とならないのではないだろうか。また、以前から提案している平均額型の試行など、何かしら現行制度に対する打開策を動かしてみるべきと考える。</p>	<p>て落札外となる事は無いだろうが、毎回このような結果となると少し違和感があるところではあります。</p> <p>総合評価落札方式においては最低制限価格を平均型で定めていることからそのような結果となっている。松阪市においては、工事成績や業者の社会的貢献を簡易的に評価項目とした総合評価落札方式であれば発展性があるのではないかという思惑はある。</p> <p>算出率の幅を1%削るということは、上で削れば歩切りになると思われ、下で削れば請負率を1%底上げしてしまう事となるので、容易に実施することは難しいと考える。また、平均額型の最低制限価格制度については落札率が下落することは全国的な例からも間違いなく起こりえる現象であり平均額型のデメリットとして捉えている。</p>
<p>● 随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
	<p>7件の随意契約について委員の意見聴取をいたしたい。</p> <p>①「松阪市汚水処理施設整備事業三雲第1-2 処理分区西肥留汚水幹線管渠軌道横断工事」につきましては、JR東海紀勢本線の軌道下を推進工法で下水道管を横断する工事である。JR東海との施工協議に於いて、J</p>

<p>三重県内ではこの業者しか施工を許される業者がないということか。</p> <p>近鉄でも同様の状況なのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>J R 東海の軌道横断工事を許されるのが 1 社のみであるので止むを得ないが価格の妥当性については十分交渉されたい。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>初期の導入業者との随意契約であり、交換</p>	<p>R 東海が認定する (技術者) J R 工事管理者、J R 工事管理者 (保安担当)、列車見張人、J R 軌道工事管理者、軌道工を専属配置する条件がついており、その条件及び推進工事の実績要件を総合すると、県内に於いては、該当の業者は 1 社であるため、この業者と随意契約を行いたい。</p> <p>三重県内では当該業者 1 社である。</p> <p>この業者とは異なるが、指定された内容を備えていなければならない、同様の状況である。</p> <p>②「大口ポンプ場No.1 ポンプ分解整備工事」につきましては、平成 24 年 10 月 4 日 φ1000mm のポンプ稼働中に異音が発生し、ポンプ室に排水が噴出し緊急停止となったため原因を調査したところ、ポンプ軸からの排水の噴出を抑える封水箱と減圧ブッシュが破損していることが発見されたことに伴い修理を行うものである。この破損を修理するためには、他の部品への影響 (破損状況) を確認するためにも工場で分解し整備を行わなければならない、また、修理における交換部品はメーカーの受注生産品であります。今回、分解整備点検を行う φ1000mm のポンプは平成 2 年度に当該業者によって施工されたものであり、既設の設備とは密接不可分の関係にあることから、分解整備点検について早急に対応ができ、現場の状況、知識等に精通し、又施行完了後のメンテナンスの面からも責任の追及が最も明らかとされる当該業者と随意契約といたしたい。</p>
--	--

部品の調達やポンプ機器の特殊性を考えると、履行の担保上、止むを得ないと考える。但し、履行の確認と価格の検証は十分に行うこと。

委員会としての意見

この案件についても、システムの設定、運用に精通したシステム導入業者との随意契約で、やむを得ないと考える。但し、価格の検証と履行状況は十分に確認すること。

③「認証LANシステム賃貸借」につきましては、現在契約している認証LANシステムの契約が終了することに伴い更新を行うものであります。このシステムはIT推進室が認証したPC以外が庁内ネットワークへ接続されないよう対策を行い、情報の漏洩やウイルス蔓延を防ぐ機能持つシステムです。現在のネットワーク機器は、当該業者との契約により、ハブ等に設定及び運用を行っております。認証LANシステムは、この既存機器に接続許可の設定を行うものであり、これらの作業は、ITに関する特殊な技術と知識が必要で、付帯的な業務であり入札には適さないと考えられます。また、接続後の障害対策では、ハードウェアとソフトウェアの契約先が異なることにより、回復のトラブル要因となることも考慮する必要があり、随意契約を行うものです。

④「平成24年度森林環境創造事業業務委託（県単・間伐）（松阪飯南森林組合整備計画地域）」及び⑤「平成24年度森林環境創造事業業務委託（市町タイプ）（松阪飯南森林組合整備計画地域）」につきましては、森林の持つ、水土の保全や温暖化の防止、野生鳥獣の生息の場を提供するなどの様々な公益的機能の発揮のために適正な管理を継続して実施していくことを目的とし、市が森林所有者から管理委託（20年間無償提供）された森林を「公共財」と位置づけ、針葉樹と広葉樹の混交した多様な森林づくりを間伐、受光伐、下刈り、植栽等を行い、森林の適正な管

委員会としての意見

従前の協定書に基づくものであり、止むを得ないものとするが、価格の適正については検討されたい。

理を実施するものであります。森林環境創造事業は、森林所有者に代わって全額公費により環境林の整備や保全を行い、将来にわたり持続的に森林の公益的機能を発揮させることを目的としていることから、市と森林所有者及び認定林業事業体において20年間の「環境林づくり協定書」等の締結が必要であり、森林所有者の同意を得た森林でなければ事業を実施することができないことから、本委託業務の実施においては、20年間の森林管理に関して森林所有者の同意を得ている松阪飯南森林組合と随意契約を行うものです。

⑥「平成23年度小学校Aブロック6校パソコン教室・学習室用コンピュータおよび関連機器ならびに校内LAN設備の賃借」の契約解除に伴う円滑な業務履行に関する賃貸借契約」及び⑦「平成23年度小学校Bブロック6校パソコン教室・学習室用コンピュータおよび関連機器ならびに校内LAN設備の賃借」の契約解除に伴う円滑な業務履行に関する賃貸借契約」つきましては、平成23年6月27日契約の「平成23年度小学校Aブロック6校パソコン教室・学習室用コンピュータおよび関連機器ならびに校内LAN設備の賃借」及び「平成23年度小学校Bブロック6校パソコン教室・学習室用コンピュータおよび関連機器ならびに校内LAN設備の賃借」が平成24年9月7日付で履行不能届の提出を受け同日契約解除となった当該賃貸借契約について、学習指導要領に盛り込まれた機器のリースとなることから、履行の中断また中止による教育現場への影響を回避する必要性、また、円滑に履行を継続させるため、コンピュータ関連機器の所有者である当該業者との随意契約を行うものです。

<p>履行不能届を提出した業者はどうなっているのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>従前の契約を引き継いでいるので止むを得ないものとする。</p>	<p>市として指名停止の措置を取っております。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員について</p>	
<p>次回開催日を平成 25 年 3 月 27 日（水）の 13：30～とし、抽出委員は吉川委員とする。</p>	